号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 公営住 宅 法 (昭 和二十六年 -法律: 第百九十三号)第十六条第一項及び第四項、 第二十三条第一号、

第二十五条第 項、 第二十八条第一 項、 第二項及び第四項並 びに第二十九条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 この政

令を制定する。

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、 同号口中 「控除対象配偶者が所得税

法第二条第一 項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者」 を 「同一生計配偶者が七十歳以上の 者」 に

同 .項第三十四号の四」 を 「所得税法第二条第一項第三十四号の四」に、 「その老人控除対象配偶者」 を

「その同 生計 配 偶 者\_ に改める。

附 則

この 政令は、 平成三十年一月一日から施行する。

由

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の一部の施行に伴い、 公営住宅の入居

者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、同一生計配偶者に係る控除を定める必要があるからで

ある。